平成２５年（フ）第４３４号
相模原市中央区千代田１丁目３番１号　ＭＩビル20Ａ
債務者　伊藤　慶子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１４４号
岐阜県多治見市三笠町３丁目３番地、従前の住所岐阜県多治見市市之倉町13丁目83番地の193
債務者　原科　敏明
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１５８号
岐阜県多治見市高根町４丁目30番地の14
債務者　市川　由美
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４１６号
静岡県御殿場市上小林字西野原1527番地の19社会福祉法人博友会ケアハウスすずらん、住民票上の住所静岡県御殿場市中山406番地の12
債務者　髙橋　徳之
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
京都府舞鶴市田中町５番地５－Ｂ号
債務者　山下　直紀
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
北海道岩見沢市上幌向北１条５丁目769番地７
債務者　星川　澄子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３２８号
盛岡市東緑が丘４番30号　グリーンヒルＡ－101号、旧住所岩手県大船渡市大船渡町字山馬越64番地３　県営住宅246号
債務者　木下由美子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３４４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢424番地
債務者　伊藤　　緑
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６７号
山形県酒田市光ケ丘５丁目５番２号、前住所山形県東田川郡庄内町廿六木字三ツ車74番地１
債務者　高梨　和広
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１２６号
香川県高松市高松町1482番地
債務者　山下可代子（旧姓古市）
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２７号
香川県高松市高松町1482番地
債務者　山下　數則
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９０号
福岡県大川市大字大野島2986番地
債務者　武下　廣昭
１　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
長崎県長崎市京泊２丁目１番８－204号、旧住所熊本県熊本市東区長嶺南８丁目２番65号フィアハイムⅢ301
債務者　野田　　毅
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
長崎県大村市植松３丁目818番地
債務者　松尾　福美
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２１７６号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ14号棟709号室
債務者　木下美登利こと　奇　美登利
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２０５号
横浜市中区大平町22番地　ヤマザキハイツ201号室
債務者　渡辺キヌヨ
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４７号
神奈川県海老名市上今泉４丁目13番９－103号
債務者　北川　弘幸
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部